

児童扶養手当受給資格者 各位
ひとり親家庭等医療費助成資格者 各位

八代市福祉事務所長

「児童扶養手当」及び「ひとり親家庭等医療費助成」現況届提出の臨時的対応につ
いて(通知)

児童扶養手当現況届は、毎年8月中に市の窓口へ届け出て、次年度以降の支給要件等の審査を受
けます。現況届の提出がない場合は11月分以降の手当が停止となります。しかしながら、令和8
年度児童扶養手当現況届については、7月28日に郵送いたしました。令和8年熊本地震の影響
により、対象者の皆様のお手元に届くまで現在お時間を要している状況です。

基本的には、現況届がご自宅に届き次第、同封書類記載の予約フォーム二次元コードから予約いた
だき、ご提出をお願いいたします(本庁提出に限る)。

ただし、現況届がお手元に届かない場合や、郵便物の受け取りが困難な場合は、「2 現況届未
到達者臨時対応希望者専用予約フォーム」にて必要事項を記入された場合、随時対応させていた
だきます。

なお、令和8年度(令和7年分)市県民税申告がお済みでない方は、市民税課(本庁舎2階)ま
たは各支所地域振興課で申告された後、窓口へおいでください。

1 現況届提出期間・提出場所

期間：令和8年8月3日(月)～

(※令和8年熊本地震が特定非常災害と認定されたため、現況届の提出期日が延長される可能性
があります。)

場所：こども家庭支援課(本庁舎2階)・各支所の地域振興課健康福祉係または市民福祉係

※当面の間、木曜日の延長窓口は開設しておりません。

※各支所については災害対応に人数を要しているため、極力支所ではなく、予約フォームを利
用した上で本庁での提出をお願いいたします。

※令和8年熊本地震に伴い現在窓口を縮小しております。お待たせする時間がございますので、
ご了承ください。

2 現況届未到達者臨時対応希望者専用予約フォーム



(<https://logoform.jp/form/zis6/1733663>)

3 提出書類(必ず提出するもの)

(ア) 必要箇所に記入した現況届用紙(児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成)

(イ) 医療保険の加入関係の確認書類(受給者本人と対象児童全員分)

※児童全員分が必要です

(ウ) 4に記載された該当する書類

4 児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成現況届と一緒に提出する書類(※該当者のみ)

該当者	提出書類	備 考
現況届の㉔の欄にある「受給理由」が「離婚」や「未婚」の場合	・ 養育費等に関する申告書	—
現況届の㉔の欄にある「受給理由」が「障害」の場合	・ 障害年金証書の写し（年金受給者のみ） ・ 障害手帳の写し	—
現況届の㉔の欄にある「受給理由」が「その他」で「父母の生死不明」の場合	関係官公署の証明書	生死が明らかでない事実を明らかにする書類
現況届の㉔の欄にある「受給理由」が「遺棄」の場合	・ 児童の遺棄事実の申立書（１） ・ 児童の遺棄事実の申立書（２） ・ 遺棄調書	—
現況届の㉔の欄にある「受給理由」が「その他」で「父又は母が引き続き１年以上拘禁」の場合	拘禁証明書	拘禁先の刑務所等へ証明を依頼してください
受給者が養育者の場合	・ 養育事実の申立書	養育事実の申立書には民生委員・児童委員の署名が必要です
対象児童が別居の場合	・ 児童の監護事実の申立書 ・ 児童の在学証明書（または雇用証明書）	監護事実の申立書には民生委員・児童委員の署名が必要です
扶養義務者等と同一住所に居住しているが、生計が別の場合	・ 生計分離申立書（２世帯住宅等） ・ 世帯分離申立書（現住所地にいない等）	申立書には民生委員・児童委員の証明が必要です。
対象児童が障害を有する場合	・ 身体障害者手帳１級から３級の写し ・ 療育手帳Ａ１又はＡ２の写し ・ 特別児童扶養手当証書の写し	障害の状態が分かる書類
受給者や児童が公的年金を受給している場合	・ 公的年金給付等の調査に基づく額改定に関する同意書 ・ 年金証書の写し	現在受給中の年金額が分かる書類
６月下旬～７月上旬に一部支給停止措置適用除外届出書が送られてきている方	一部支給停止措置適用除外届出書及び各種証明書様式	対象者には６月下旬～７月上旬に青色の封書で一部支給停止措置適用除外届出書書類一式を送付しています※提出がない場合は手当額の1/2が停止されます
令和８年１月２日以降に八代市に転入してきた同居者がいる人	同意書（マイナンバー使用に関する）	—

5 その他

- ・ 現況届は必ずご本人が持参してください。（代理による申請はできません。但し傷病等により来庁することが著しく困難な場合を除く）
- ・ 現況届提出時に証明書等の追加提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

八代市こども家庭支援課（２階１１番窓口） ☎0965-37-6800

【児童扶養手当について】

<https://attaka.city.yatsushiro.kumamoto.jp/navi/navi-155>